

# 勧誘方針

## 1. コンプライアンスの徹底

- (1) 法令等を遵守するとともに、社会一般の倫理・常識に従って勧誘・販売を行います。
- (2) コンプライアンスの徹底のための態勢の維持・強化に努めます。
- (3) 適切な勧誘・販売を行うための研修等を実施し、お客さまから信頼される人材の育成に努めます。

## 2. お客さまの情報の保護

お客さまの情報については、弊社「プライバシー・ポリシー」に則り、適正に取得し厳重に管理します。

## 3. お客さま本位の勧誘・販売

- (1) お客さまに最適な保険商品を提供するため、お客さまのご意向、保険商品に関する知識、保険商品のご加入の状況、および資産・収入等の状況に十分に配慮し、勧誘・販売を行います。
- (2) お客さまからのご相談、ご要望等には迅速かつ誠実にご対応いたします。
- (3) 外貨建ての保険等、市場リスクを有する商品については、上記1に加え、お客さまの投資経験、金融商品に関する知識、お客さまがどの程度のリスクを受け入れられるかに配慮し、商品の特性・リスクの種類・程度等についてご理解いただけるように十分にご説明のうえ、勧誘・販売を行います。
- (4) 未成年のお客さまを被保険者として勧誘・販売する場合は、保険金額等のご提案内容やご契約内容が適正か、特に慎重に確認します。
- (5) ご高齢のお客さまにはご家族さま同席のもと、ご提案内容やご契約内容を十分にご理解いただけるように、複数回の面談を行い、より丁寧に勧誘・販売を行います。
- (6) お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所での勧誘・販売は行いません。
- (7) 威圧的勧誘等、お客さまを著しく困惑させるような行為はいたしません。
- (8) お客さまに保険料等の割引・割戻し・立替え、その他特別利益の提供にあたる行為はいたしません。
- (9) お客さまに、告知義務があること、また、この告知義務に違反したときは保険契約が解除されることを説明し、もれなく正しい告知が得られるように努めます。

## 4. 重要事項についての説明

- (1) 商品の仕組みや特徴等、お客さまの判断に影響を与えるような重要事項について、

勧誘・販売形態に応じた方法により、内容を正しくご理解いただけるようにご説明いたします。

- (2) お客様には正しく告知いただかなければならないこと、また、正しく告知いただけなかった場合には保険金・給付金等をお受け取りいただけない場合があることを十分にご説明いたします。
- (3) 説明にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」等、法令・取扱保険会社および弊社の規程にのっとり適正な募集文書を使用いたします。

#### 5. 誤解の防止

お客様に誤解を与えないように、保険商品とその他の金融商品（定期預金や投資信託など）を明確に区別して取扱います。

#### 6. 保険料の授受

弊社ではコンプライアンス上、生命保険に関してお客様より現金をお預かりすることを禁止しております。しかしながら損害保険に関しては、お客様から現金等をお預かりする場合には、弊社もしくは委託保険会社が発行する正規の領収証と引換えとし、それ以外での授受は行いません。なお、商品によっては、一定金額以上の保険料について、お客様に弊社指定の金融機関口座への直接のお振り込みをお願いする場合があります。

#### 7. アフターフォロー

ご契約後もご安心いただくため、適切なアフターフォローに努め、継続的なサービスを行います。ご意見・ご要望がございましたら、弊社担当者もしくは下記に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。